

## ネパールにおける共同的空間管理システムに関する研究

－仏教僧院を起源とする中庭型集住体を対象として－

主査 サキヤ ラタ<sup>\*1</sup>  
委員 高田 光雄<sup>\*2</sup>, 森重 幸子<sup>\*3</sup>

本研究ではネパールの中庭型集住体における共用空間である中庭の管理に着目し、現代に合致した管理システムのあり方について考察した。パタン旧市街地の複数の中庭が含まれる街区を対象とし、各中庭の所有、利用と管理の実態とその主体関係の分析から、以下の知見を得た。1) 共用空間の所有、利用と管理の主体が同一であることが必ずしも合理的な管理システムとはいえない。2) 管理主体を特定の主体に限定したシステムよりも、多種の主体が存在し、それぞれの利用程度による管理行為を行う共同的な管理システムのほうが、状況の変化に柔軟に対応できる管理システムといえる。

キーワード：1) 中庭，2) 所有，3) 利用，4) 管理，5) 共用空間，6) 集住体，  
7) ネパール，8) パタン市，9) 旧市街地，10) 仏教僧院

### A STUDY ON CO-OPERATIVE SPACE MANAGEMENT SYSTEM IN NEPAL

Case study of Courtyard Style Settlement Originated from Buddhist Monastery

Ch. Lata Shakya  
Mem. Mitsuo Takada and Sachiko Morishige

The relation between ownership, uses and management of courtyards in courtyard style settlement of Nepal are analyzed to verify the management system of common space in a modern age. As a result, following discoveries are made. 1) Owning, using and managing a common space by the same actor is not always a rational management system. 2) The management system, having various management actors and their different level of managerial activities according to the uses of courtyards, is more beneficial to accommodate with unexpected problems compared to the management system where only a specific actor exists for management activities.

#### 1. 序論

##### 1.1. 研究の背景と目的

ネパールの首都圏であるカトマンズ盆地にはカトマンズ、パタン、バクタプル の 3 都市があり、それぞれに旧市街地が存在する (図 1-1)。その中でもパタン旧市街地には中庭型の仏教僧院「バハ・バヒ」が数多く存在する。仏教僧院の中庭の他に、僧院建物の一部が住宅化したものや、住宅のみによって囲まれた中庭も存在する。「中庭とその中庭を囲む建物およびそれらの連担したもの」を本研究では中庭型集住体と定義し、160 以上の仏教僧院が存在し、仏教のまちとして知られるパタン旧市街地を仏教僧院を起源とする中庭型集住体ととらえる (図 1-2) <sup>文1)</sup>。

旧市街地はネワール族の居住地であり、現在も住民が自由に利用できる共用空間が多く存在する <sup>注1)</sup>。中庭空間はその一つであり、伝統的に近隣の居住者によって管理されてきた。しかし、都市化が進むにつれ、旧市街地においても、居住者の入れ替わりや、住宅の商業

空間化などが進行し、中庭空間を良好に維持できなくなる恐れも生まれている。今後は、伝統的な共同的空間管理を継承しつつ現代に合致した管理システムのあり方を探る必要がある。そこで、本研究ではこれまで明らかにされてこなかった中庭空間の管理システムに着目し、その実態を明らかにし、そのあり方を考察することを目的とする。なお、本研究では、所有・利用・管理に関わる主体間関係を管理システムとしてとらえる。

##### 1.2. 既往研究と本研究の位置づけ

ネパールにおける共用空間の所有に着目したものにはネパールの北西部のポカラ市において、都市化により、共用の休憩場 (Chautāri) が減少する実態を示した文献 <sup>4)</sup> がある。法学分野においては、森や河川周辺の土地などの登記の曖昧性とそれに伴う不法占有を課題として取り上げたものがある <sup>文5)</sup> が、旧市街地の中庭を対象に記述したものはない。ネパールの土地制度は政権交代と

<sup>\*1</sup> 京都大学大学院工学研究科 博士後期課程

<sup>\*2</sup> 京都大学大学院工学研究科 教授

<sup>\*3</sup> 京都大学大学院工学研究科 研究員

ともに変容しており，土地の登記制度の整理は1960年代の土地改革後によりやく始められたこともあり<sup>6)～8)</sup>，共用空間の所有権についての規定は必ずしも十分であるとはいえない。

共用空間の利用に関しては，生活空間であると同時に宗教的空間であることを示している文献が複数存在する。中庭空間は概ね血縁関係にある居住者の共用空間となっていたことや居住者の職業による中庭空間の利用の違いを示したもの<sup>文9)</sup>，道路が公的な空間であるに対して，中庭は不特定多数が利用できる空間でありながらも居住者が生活行為を行うセミプライベートな空間であることを示したもの<sup>文3)</sup>がある。しかし，いずれも伝統的な住まい方に着目しており，近年の近代化の影響に着目したものは文献10のみで，学術論文になったものはない。中庭空間が生ゴミ捨て場「サーガー」<sup>文11)</sup>として利用されており，伝統的な祭事による定期的清掃が行われることによって，都市の持続的な住環境管理になっていたことを示した文献<sup>文13)</sup>があるが，実態調査に基づいたものではなく，中庭の現状についても触れていない。また，仏教僧院バハ・バヒの運営体制の仕組みについての文献<sup>文14)15)</sup>はあるが，宗教的儀式と関わるものであり，地域の共用空間という視点から示されていない。筆者らは仏教僧院の空間利用と運営体制に関する報告<sup>16)</sup>を行っているが，主に僧院建物の内部空間の利用・運営について示したものである。

本研究で対象とする中庭空間は今まで多くの既往研究に取り上げている自由に出入りできる中庭だけではなく，フィールド調査が困難である個人の住宅からしか出入りできないプライバシーの高い中庭も含まれており，両タイプの所有・利用・管理の実態を示した上で，その関係を考察するという点は特色的である。

### 1.3. 研究対象地の概要

パタン旧市街地のMonument Zone内に位置する街区が本研究の調査対象地である(図1-2)。この街区には通り抜けのできる3件の中庭，クワバハ，イラナニ，サスナニがある(図1-3)。クワバハは11世紀に創立された中庭型の仏教僧院で，僧院の建物だけで囲まれている。イラナニは2件の副僧院(ミツバハ，バイデアバハ)の僧院建物と1件のクワバハの附属建物と住宅で囲まれている。サスナニは住宅とクワバハの僧院建物で囲まれているが，中庭には，クワバハとは別の副僧院(バギスワリバハ)としてのG祠<sup>注2)</sup>がある。この3件の中庭は道路から共用の通路によって通り抜けができるようになっており，通路の出入り口は夜間に閉じるようになっている。以下ではこの3件の中庭を表中庭と呼ぶ。

これらの表中庭以外に街区には通り抜けのできない28

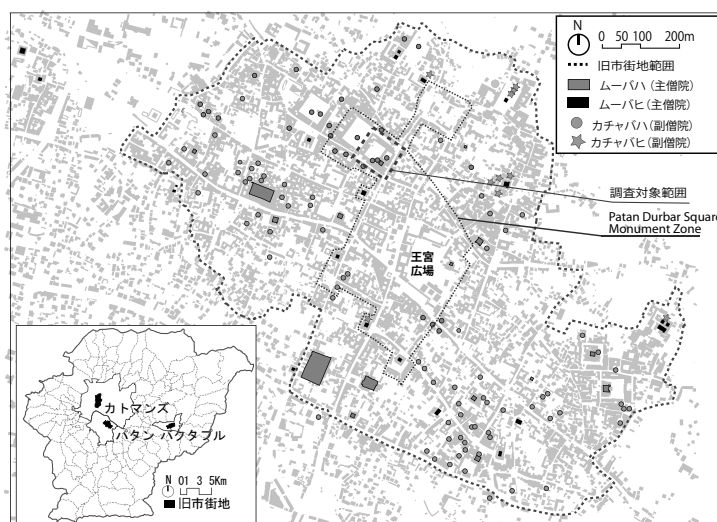


図1-1 カトマンズ盆地の旧市街地(左下)、図1-2 パタン旧市街地における「バハ・バヒ」の分布、Monument Zoneの範囲および調査対象地の範囲(ネパール政府、Dep. of Urban Development & Building Constructionから入手したDigital Base Mapを下敷きに参考文献15)と26)27)に基づいて筆者が作成)

件の小規模の中庭が存在する。28件のうち，1件のみ共用通路によって出入りできるようになっており，中庭に面する住宅へのアクセスに利用されている。残りの27件は個人の住宅からしか出入りできないもので，中庭を囲む住宅のアクセスには利用されていない。これらの28件の中庭を本研究では裏中庭と呼ぶ。

### 1.4. 研究の方法と論文の構成

まず，ネパールにおける土地所有に関する法的制度および対象地域における表中庭と裏中庭の所有形態について把握した。地籍図，フィールド・ブックといった土地登記関連資料の閲覧，法的な内容の確認のためのSurvey Departmentの職員へのヒアリング，弁護士P氏へのインタビュー調査を行った。

次に対象街区のトル・コミティ<sup>注3)</sup>の会長および居住者を対象としたヒアリングに基づいて居住者の基本属性を把握した。また，表中庭の利用においては巡回式で朝9時から夕方18時まで，1時間毎に観察された行動の内容と行動している人数を記録した。第Ⅰ回調査は2011年1月20日(平日)と29日(休日)，第Ⅱ回調査は2011年9月30日(平日)と10月22日(休日)計4日の天気の良い日に行った。また，表中庭の管理状況の把握には管理主体である組織の代表者へのヒアリングを行った。

裏中庭においてはすべての裏中庭の外観調査，居住者に対するヒアリングを行い，利用状況と管理状況を把握した。極めてプライベートな裏中庭の調査に入る前には対象地のトル・コミティの会長と打ち合わせを行い，研究について理解を得た。また，各裏中庭の外観調査には会長が立ち会い，居住者から信頼を得ることができたため，悉皆調査が実現できた。調査の時期は2011年1月～2月と9月～10月である。

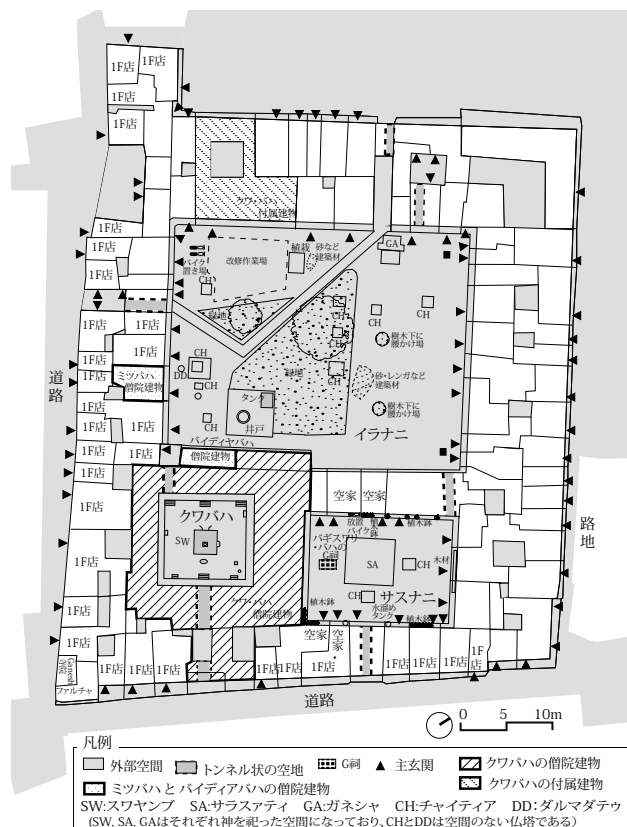


図 1-3 調査対象街区の平面図



写真 1-1 イラナニ



写真 1-2 サスナニ



写真 1-3 クワバハ

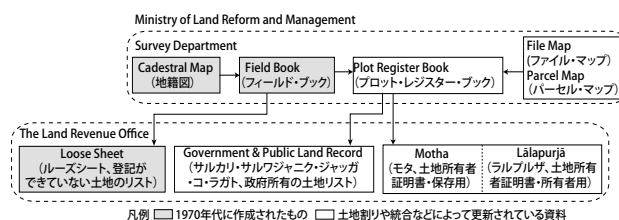


図 2-1 土地の登記プロセス

## 2. 中庭空間の所有形態

### 2.1. ネパールにおける土地所有制度と登記プロセス

ネパールの土地所有はライカル・ジャッガ（私有地）、サルカリ・サルワジャニック・ジャッガ（公有地）、グティ・ジャッガ（グティ所有地）の3タイプがある<sup>注4)</sup>。土地の登記は図2-1に示すようなプロセスで行われる。地籍図とフィールド・ブックは1970年代に作成された土地登記の基本の資料であり<sup>注5)</sup>、これらの情報に基づいて、私有地のライカル・ジャッガの場合「モタ(Motha)」と呼ばれる登記簿に記録され、公有地のサルカリ・サルワジャニック・ジャッガの場合は「サルカリ・サルワジャニック・ジャッガ・コ・ラガト」に登記される<sup>注6)</sup>。

### 2.2. 対象街区における表中庭の所有形態

中庭空間の所有形態を把握するためにまず、対象街区の地籍図から土地番号を把握し、それを基にフィールド・ブックの情報を収集した（表2-1）。クワバハは建物と中庭の土地番号が同じ636であり、所有主体はクワバハの運営組織サンガ<sup>注7)</sup>になっている。サスナニは土地番号537であるが、土地の種類欄に中庭を示すチョカと書かれており、所有主体は空欄になっている。イラナニは606, 613, 614の三つの土地番号に区分されているが、いずれもチョカと書かれており、所有主体は空欄になっている。1980年代に作成されたサルワジャニック・ジャッガに関する資料<sup>28)</sup>にサスナニとイラナニの土地番号が書かれているのに対し、近年発行されたサルカ

リとサルワジャニック・ジャッガに関する資料<sup>29)</sup>にはサスナニやイラナニのような中庭に関するものについては書かれていない。以上からクワバハはライカル・ジャッガで、イラナニとサスナニはサルワジャニック・ジャッガといえる。

### 2.3. 対象街区における裏中庭空間の所有形態

#### 1) 裏中庭の所有者

図2-2は地籍図で確認した裏中庭と裏中庭の所有者の建物の関係を示している。また、現地調査の際、地籍図で示されていない3件の裏中庭(no. 12, 23, 27)が確認できたため、それらも含めて28件の裏中庭について分析を行う（表2-2）。

裏中庭の所有主体は①クワバハのサンガ組織（ク・サンガ）、②ミツバハのサンガ組織（ミ・サンガ）と③グティ組織<sup>注8)</sup>④個人 の4タイプあり、それらが単独で所有する場合と共同で所有する場合がある。7件の裏中庭は単独所有であり、そのなかでも3件(no. 2, 12, 27)はサンガ組織だけの単独所有、4件(no. 8, 17, 23, 25)は個人の単独所有である。残りの22件はすべて共同所有であるが、4件(no. 11, 13, 14, 21)はサンガ組織あるいはグティ組織と個人の共同所有で、18件は個人同士の共同所有である。単独所有の裏中庭の場合は地籍図では建物と同じ土地番号になっており、フィールド・ブックでは「土地の説明」欄に中庭の存在について記入されている。また、単独所有の裏中庭はライカル・ジャッ

ガとして登記簿「モタ」にも建物と統合して登記されている。しかし、共同所有の裏中庭はモタでは登記されておらず、公有地としてサルカリ・サルワジャンク・ジャッガ・ラガトにも登記されていない。Survey Departmentの役員および弁護士にヒアリングをしたところ、「中庭の保全を目指して、共同所有の裏中庭の登記は行わず、所有者にラルプルザ（土地所有証明書）も渡さないよう法的に決められている」ことを確認した。また、共同所有の裏中庭は売買ができないため、フィールド・ブックが作成された当時の所有者の居住する建物が売られた場合、裏中庭の利用権も新居住者に自動的に付属する形になることが分かった。しかし、上記のような裏中庭の所有形態について明文化された法令はなく、「慣習法による利用権」と位置づけることができる。

## 2) 裏中庭とその所有権をもつ建物の関係

所有者の建物は中庭を囲んで建っているのが殆どである。また、同じ建物が2件以上の裏中庭に面する場合、面するすべての裏中庭の所有権を所持するとは限らないことも把握できた。たとえば、クワバハのサンガ組織はno. 11, 13, 14の所有者であるが、no. 18, 19に面していても所有者にはなっていない。

## 3) 共同所有である裏中庭の所有者の関係

フィールド・ブックに記載されている裏中庭の共同所有において、サンガ以外の個人同士の場合は多くが兄弟

表 2-1 中庭空間の所有形態

| 中庭   | 土地番号 | フィールドブックの所有者主体 | Land Register (登記簿) 種別にキッタ番号の有無 |                                         |             |  | 所有形態                       |
|------|------|----------------|---------------------------------|-----------------------------------------|-------------|--|----------------------------|
|      |      |                | モタ(Motha)の所有者主体 *1              | サルカリ・サルワジャンク・ジャッガ・コ・ラガト *2 1980年代の資料 *3 | 2008年の資料 *4 |  |                            |
| イラナニ | 606  | 空欄             | ×                               | ○                                       | ×           |  | サルワジャンク・ジャッガ (Public Land) |
|      | 613  | 空欄             | ×                               | ○                                       | ×           |  |                            |
|      | 614  | 空欄             | ×                               | ○                                       | ×           |  |                            |
| サスナニ | 537  | 空欄             | ×                               | ○                                       | ×           |  |                            |
| クワバハ | 636  | クワバハのサンガ       | ○                               | ×                                       | ×           |  | ライカル・ジャッガ (Private Land)   |

\*1モタ(Motha)は課税のかかる土地の登記簿、District Revenue Officeのデジタル上のデータより確認した。  
\*2サルカリ・サルワジャンク・ジャッガ・コ・ラガトは政府所有の土地を記録した資料、所有者主体が不明である  
共用の土地もこの資料に含まれる。\*3文献28の資料 \*4 文献29の資料

表 2-2 裏中庭の所有形態

| 中庭  | 土地番号 | フィールドブックに記載された所有者主体 ( ) は人数 | モタ (Motha) の記載の有無 | サルカリ・サルワジャンク・ジャッガ・コ・ラガト *3 | 所有形態      | 共同所有者の血縁関係有無 |
|-----|------|-----------------------------|-------------------|----------------------------|-----------|--------------|
| 1   | 571  | 個人 (4)                      | ×                 | ×                          | 慣習法による利用権 | ○            |
| 2   | 566  | ク・サンガ                       | ×                 | ×                          | ライカル      |              |
| 3   | 560  | 個人 (4)                      | ×                 | ×                          | 慣習法による利用権 |              |
| 4   | 556  | 個人 (3)                      | ×                 | ×                          | 慣習法による利用権 |              |
| 5   | 551  | 個人 (4)                      | ×                 | ×                          | 慣習法による利用権 | ○            |
| 6   | 517  | 個人 (4)                      | ×                 | ×                          | 慣習法による利用権 | ○            |
| 7   | 520  | 個人 (3)                      | ×                 | ×                          | 慣習法による利用権 | ○            |
| 8   | 521  | 個人                          | ○*                | ×                          | ライカル      |              |
| 9   | 522  | 個人 (2)                      | ×                 | ×                          | 慣習法による利用権 | ◎            |
| 10  | 524  | 個人 (2)                      | ×                 | ×                          | 慣習法による利用権 | ◎            |
| 11  | 637  | ク・サンガ + 個人 (2)              | ×                 | ×                          | 慣習法による利用権 | ○            |
| *12 | 636  | サンガ                         | ○*                | ×                          | ライカル      |              |
| 13  | 640  | ク・サンガ + グティ                 | ×                 | ×                          | 慣習法による利用権 |              |
| 14  | 643  | ク・サンガ + 個人 (2)              | ×                 | ×                          | 慣習法による利用権 | ○            |
| 15  | 647  | 個人 (2)                      | ×                 | ×                          | 慣習法による利用権 |              |
| 16  | 645  | 個人 (2)                      | ×                 | ×                          | 慣習法による利用権 |              |
| 17  | 644  | 個人                          | ○*                | ×                          | ライカル      |              |
| 18  | 634  | 個人 (2)                      | ×                 | ×                          | 慣習法による利用権 | ◎            |
| 19  | 632  | 個人 (3)                      | ×                 | ×                          | 慣習法による利用権 |              |
| 20  | 629  | 個人 (2)                      | ×                 | ×                          | 慣習法による利用権 | ◎            |
| 21  | 626  | ミ・サンガ + 個人 (1)              | ×                 | ×                          | 慣習法による利用権 |              |
| 22  | 623  | 個人 (5)                      | ×                 | ×                          | 慣習法による利用権 |              |
| *23 | 618  | 個人                          | ○*                | ×                          | ライカル      |              |
| 24  | 599  | 個人 (6)                      | ×                 | ×                          | 慣習法による利用権 |              |
| 25  | 596  | 個人                          | ○                 | ×                          | ライカル      |              |
| 26  | 588  | 個人 (2)                      | ×                 | ×                          | 慣習法による利用権 | ○            |
| *27 | 585  | サンガ                         | ○*                | ×                          | ライカル      |              |
| 28  | 579  | 個人 (2)                      | ×                 | ×                          | 慣習法による利用権 | ◎            |

1) ※地籍図には示されていないが、現地調査で確認できたため、追加した中庭 2) ○\*: モタになっている中庭はすべて住宅とセットで土地番号が書かれている。3) ◎所有者が兄弟同士の場合 ○所有者のうち2世帯以上が兄弟同士である場合

あるいは親戚になっている。no. 1, 5, 6, 7, 11, 14, 26 は親戚同士であり、no. 9, 10, 18, 20, 28 は兄弟である。ネワール族は遺産分割の場合、住宅を垂直に分割する習慣があり、兄弟の共同所有の裏中庭はその父の世代には単独所有になっていたことが考えられる。また、親戚同士の所有の場合も過去に中庭と住宅が一体化していたと推測できる。

## 2. 4. 中庭空間に関する法的な利用ルール

中庭の利用ルールについて法的に定められたものはないが、関連する規定がムルキ・エン (Muluki Ain) と呼ばれる民法に記載されている。住宅建設に関する11章の規定3には「昔から共同に利用されてきた排水設備等 (ダル・ニカス, dhala nikāsa) のある土地は、個人が占有することができない。」とあり、また、土地利用に関する8章規定4には「私有地の場合でも、昔から共同に利用されてきた排水設備等のある土地は個人が建物を建てたりすることができない」とある<sup>注9)</sup>。中庭の利用規定も基本的に上記の規定に基づくものであることをインタビュー調査から把握した。

## 3. 表中庭の利用と管理

### 3. 1. 表中庭の居住者の基本属性

旧市街地では一般的に建物の主玄関が中庭に向いている場合のみ、その中庭の居住者とされる。イラナニは28軒の建物、サスナニは13軒の建物が主玄関へのアクセスに利用している。クワバハでは一ヶ月毎に管理組織サンガの構成員がローテーション式で管理者として住み込んでいるが、住宅としての居住者はいない。イラナニには3件の僧院建物があるが、1軒の僧院建物には賃

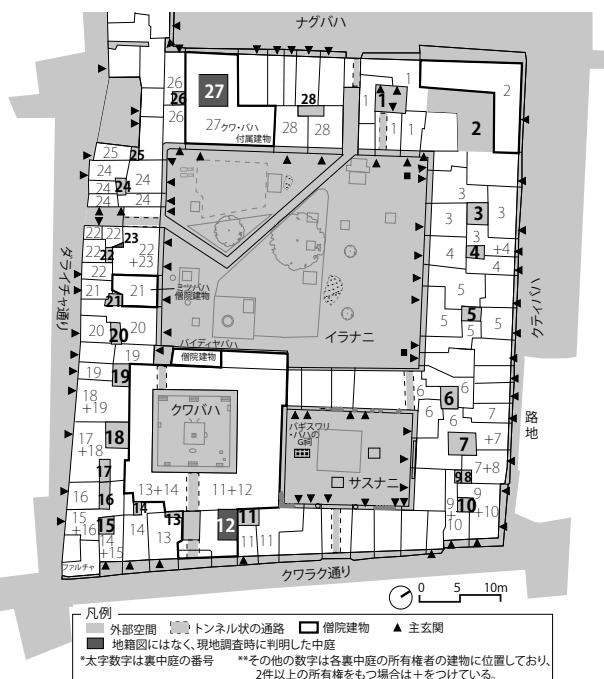


図 2-2 裏中庭とその所有者の建物を示す図

貸で1世帯が住んでおり、合計26軒の建物に26世帯、133人が住んでいる。サスナニには9世帯、60人が住んでいる。イラナニ、サスナニともにほとんどが持家であり、2世帯が借家である。借家の居住者は元居住者の親戚あるいは知人である。サスナニでは郊外への移住により4軒が空家になっている。家族構成は、3世代世帯や夫婦と子供世帯が多く占めている。また、居住者のほとんどが代々住んでおり、賃貸の世帯のみ5年以下の居住歴である。職業はほとんどが伝統的彫刻職人である。また、カーストは居住者全世帯が僧侶階層のサキヤあるいはバジュラチャルヤであり、半数以上の世帯がクワバハのサンガ、6世帯がミツバハのサンガに属している。対象地以外のサンガに属しているのは3世帯のみである。

### 3.2. 中表庭に置かれている物の実態

中庭には、設置されたものや一時的に置かれている様々な物が存在しており、それらは宗教関連と居住関連に分けられる(表3-1)。宗教関連のチャイティアやダルマダテウ(CH, DD; 仏塔)、様々な神を祀った祠(SW, SA, GA)は誰でも参拝できるように設置されたものである。居住関連の緑地、休憩場、水汲み場は居住者が普段の生活において利用しており、井戸の水はクワバハでの参拝および居住者の生活水としても利用されている。

イラナニにはクワバハの僧院建物の改修作業のために一時的に利用されている作業場、改修用の建材やバイクといった一時的に置かれているものがある。サスナニには住宅の軒下「ペティ」<sup>注10)</sup>に植木鉢、古いバイク、水溜めタンクなどが置かれている。ペティに物を置くのは自由であるが、ペティより内側の中庭にはトル・コミティの許可が必要となっている。そのため、改修作業場や建材はトル・コミティの許可を得て置かれている。しかし、ペティ以外でのバイクの駐輪については、居住者やそのゲスト、クワバハの参拝者が、自由に行っている。基本的には、住宅のペティ以外での私物の長期放置には許可が必要になるという一定のルールが存在するといえる。

### 3.3 観察された行動からみた表中庭の利用

#### 1) 観察された行動

表3-1 中庭に設置された物および空間

| 表中庭  | 設置されている物及び空間                          |                                                | 一時的に置かれた物および空間                   |
|------|---------------------------------------|------------------------------------------------|----------------------------------|
|      | 宗教関連                                  | 居住関連                                           |                                  |
| イラナニ | 物<br>・チャイティア(CH) 9個<br>・ダルマダテウ(DD) 2個 | なし                                             | ・バイク<br>・住宅改修用の建材                |
|      | 空間<br>・ガネシャ(GA) 寺院                    | ・緑地(2箇所)<br>・腰かけ場(樹木の下)のベンチ<br>・水汲み場空間(井戸・タンク) | ・僧院改修作業場(西側と、緑地内に設置)             |
| サスナニ | 物<br>・チャイティア(CH) 2個<br>・ガンダクティ(G) 1個  | なし                                             | ・バイク・放置バイク<br>・植木鉢・木材<br>・水溜めタンク |
|      | 空間<br>・サラサティ(SA) 寺院                   | なし                                             | なし                               |
| クワバハ | 物<br>・ダルマダテウ(DD) 2個                   | なし                                             | なし                               |
|      | 空間<br>・スワンブナード(SW) 寺院                 | ・腰かけ場(木製のベンチ)                                  | なし                               |

表3-2は調査した4日間に観察された各行動とその人数を示す。観察された行動を①居住関連(家事関連の洗濯・沐浴・水汲み、子供遊び、交流、地域活動、休憩、管理者行動、スタッフ行動)②商業関連(雇い労働、野菜売り、観光の物売り、観光客行動)③参拝関連(礼拝、行事)④通行に分類した。隣接している中庭であっても観察された行動者数の1日あたりの平均はクワバハで153人と最も多く、イラナニでは138人、サスナニでは30人と大きな差がみられる。イラナニでは子供の遊びが最も多く、次いで、交流と住宅やクワバハ以外への通行、観光客、家事の順になっている。全体的に居住関連の行動が多いが、観光客やその他の通行のような居住者以外の行動が多くみられる中庭である。サスナニでは子供の遊びが多く、次いで大人の運動、野菜売り、住宅への通行となっている。野菜売りは居住者以外の行動であるが、居住者と関わるものであり、観光客の出入りはなく、ほとんど居住関連の行動といえる。クワバハは参拝が最も多く、その中でも礼拝だけではなく、行事関連の「参拝者の待機・談話」も多くみられる。その次に観光客が多くみられ、子供の遊びやホームレスの行動も多少みられた。

#### 2) 時間別にみる表中庭の利用

調査した4日間それぞれの行動数をみると、サスナニでは第Ⅰと第Ⅱの調査の行動者数に大きな差がみられた。第Ⅰ調査時期は真冬であり、日中は室内より暖かい外部での行動が多くなるため、この時期に行動者数が多くなっている。また、イラナニでも第Ⅰ調査時期のほうが居住関連の行動者数が多くみられる。各中庭での平日と休日別の行動者数をみるとクワバハの場合、休日のほうが行動者が多くなっており、観光客や参拝者が休日に多いと考えられる。しかし、イラナニやサスナニでは平日と休日の差があまりない。

#### 3) エリア別の行動と表中庭の利用

各中庭のエリア別に、利用のされ方の違いがみられた(図3-3)。イラナニには舗装された「へ」の字形の通路(I-2)があり、バイクもここを通っていくことが多い。この通路の西側には僧院建物があるため、参拝者がみられる他(I-4)、視線の通らない改修作業場の南側はバイクの駐輪場所になっており(I-3)、北側は洗濯・沐浴



写真3-4 イラナニのダルマダテウとチャイティア



写真3-5 クワバハの軒下の腰かけ場



写真3-6 バイク駐輪

する空間 (I-5) になっている。サスナニへ通り抜けることができる I-6 エリアは広い空間を利用した子供の遊びや雇い労働、洗濯、主婦の談話などの居住関連の行動が多い。洗濯や主婦の談話は主にペティで行われる。このエリアには外部者がほとんど通らないこともあって、私的な利用が多い。一方、クワバハへの通り抜きの付近の I-1 エリアは参拝者や観光客・店員たちの談話など商業関連の空間になっており、居住関連の行動はみられない。サスナニにはバトミントンのコートが書いてあり、朝は大人が運動し、昼は同じ場所で子供がバトミ

ントンをする (S-1)。また、中庭に設置されているチャイディアや祠の周りでの子供の遊びもみられる。クワバハには道路側の正門の正面にあるところにガンダクティがあり、その前の空間 (K-1) が礼拝の場所である。中庭の北側の建物内には特別な行事を行う空間があるため、軒下の腰かけ場で待機する参拝者がいることが多い (K-2)。また、ホームレスなどが長期間この腰かけ場に滞在することも観察された。大人数の観光客は、南側に集まってガイドからの説明を受けている (K-3)。

イラナニは、外部者の行動が多くみられるエリア (I-

表 3-2 中庭に見られる行動からみた利用形態

| 行動   |       | 第 1 期         | 9           | 10    | 11    | 12    | 13    | 14    | 15    | 16    | 17    | 18 時  | 合計<br>利用者 | 第 2 期       | 9     | 10    | 11    | 12    | 13    | 14    | 15    | 16    | 17    | 18 時  | 合計<br>利用者 |
|------|-------|---------------|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----------|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----------|
| イラナニ | 平日の行動 | 家事関連          | 朝食 (Iraana) |       |       |       |       |       |       |       |       |       | 7         | 朝食 (Iraana) |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       | 8         |
|      |       | 子供遊び          | 洗濯・干し       | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 28        | 洗濯・干し       | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 36        |
|      |       | 交流            | 立ち話         |       |       |       |       |       |       |       |       |       | 42        | 立ち話         |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       | 16        |
|      |       | 休憩            |             |       |       |       |       |       |       |       |       |       | 3         |             |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       | 3         |
|      |       | 雇い労働          | 洗濯・干し       | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 6         | 洗濯・干し       | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 3         |
|      | 休日の行動 | 野菜・果物売り       |             |       |       |       |       |       |       |       |       |       | 1         |             |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       | 5         |
|      |       | 観光客の行動        |             |       |       |       |       |       |       |       |       |       | 0         |             |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       | 14        |
|      |       | 宗教関連 (参拝)     |             |       |       |       |       |       |       |       |       |       | 9         |             |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       | 1         |
|      |       | 住宅へ出入り (バイク)  |             |       |       |       |       |       |       |       |       |       | 10        |             |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       | 12        |
|      |       | クワバハへ出入り (歩行) |             |       |       |       |       |       |       |       |       |       | 3         |             |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       | 6         |
| サスナニ | 平日の行動 | 家事関連          | 洗濯・干し       | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 28        | 洗濯・干し       | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 7         |
|      |       | 子供遊び          | 洗濯・干し       | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 35        | 洗濯・干し       | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 26        |
|      |       | 交流            | 立ち話         |       |       |       |       |       |       |       |       |       | 12        | 立ち話         |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       | 18        |
|      |       | 活動            |             |       |       |       |       |       |       |       |       |       | 0         |             |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       | 8         |
|      |       | 休憩            |             |       |       |       |       |       |       |       |       |       | 1         |             |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       | 3         |
|      | 休日の行動 | 雇い労働          |             |       |       |       |       |       |       |       |       |       | 7         |             |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       | 0         |
|      |       | 野菜・果物売り       |             |       |       |       |       |       |       |       |       |       | 4         |             |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       | 1         |
|      |       | 観光客の行動        |             |       |       |       |       |       |       |       |       |       | 0         |             |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       | 3         |
|      |       | 宗教関連 (参拝)     |             |       |       |       |       |       |       |       |       |       | 12        |             |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       | 3         |
|      |       | 住宅へ出入り (バイク)  |             |       |       |       |       |       |       |       |       |       | 0         |             |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       | 5         |
| クワバハ | 平日の行動 | 家事関連          | 洗濯・干し       | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 28        | 洗濯・干し       | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 7         |
|      |       | 子供遊び          | 洗濯・干し       | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 35        | 洗濯・干し       | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 洗濯・干し | 26        |
|      |       | 交流            | 立ち話         |       |       |       |       |       |       |       |       |       | 12        | 立ち話         |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       | 18        |
|      |       | 活動            |             |       |       |       |       |       |       |       |       |       | 0         |             |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       | 8         |
|      |       | 休憩            |             |       |       |       |       |       |       |       |       |       | 1         |             |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       | 3         |
|      | 休日の行動 | 雇い労働          |             |       |       |       |       |       |       |       |       |       | 7         |             |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       | 0         |
|      |       | 野菜・果物売り       |             |       |       |       |       |       |       |       |       |       | 4         |             |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       | 1         |
|      |       | 観光客の行動        |             |       |       |       |       |       |       |       |       |       | 0         |             |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       | 3         |
|      |       | 宗教関連 (参拝)     |             |       |       |       |       |       |       |       |       |       | 12        |             |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       | 3         |
|      |       | 住宅へ出入り (バイク)  |             |       |       |       |       |       |       |       |       |       | 0         |             |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       | 5         |

1) 雇い労働: 居住者が個人の作業をさせていること。2) 宗教関連 (参拝): 礼拝している状態や供え物をして移動している状態。なお、クワバハの場合は供え物しないまま散策がてらの巡拝もある。3) 管理入: クワバハの管理をする家族。月ごとにサンガ構成員の世帯が選ばれる。4) スタッフ: クワバハの運営会により、雇っているスタッフたちのこと。観光客用の受付(2人)、掃除(2人)、警備(1人)いる。記号: ● 平日 ○ 休日

1), 居住者の行動が多くみられるエリア (I-6), 通行者が多いエリアなど, 多様な空間利用でありながらエリア別の特徴がみられる中庭である。サスナニは通行者がほとんどなく, 居住者の行動が多いのが特徴である。また, 住宅の軒下空間には私物が置かれており, イラナニに比べてより私的な利用がされているといえる。クワバハは参拝者や観光客の行動, サンガ組織が決めた管理者家族やスタッフの行動がみられ, 施設的な空間利用であるとともに, 子供の遊びやホームレスの休憩など柔軟な空間利用がされているといえる。



図 3-3 エリア別でみる表中庭の利用 (第 I 調査期の平日と休日)

### 3.4. 表中庭の管理

#### 1) 対象地におけるコミュニティ単位

対象街区は行政単位のパタン市の no. 16 の区に位置し, 地域活動は I トル・コミティの元で行われている。「トル (Tole)」とは町単位であり<sup>注11)</sup>, その範囲は慣習的にのみ認識されているものであるが, トル・コミティとは伝統的な地縁コミュニティではなく, 地域活動のため約 50 年前から盛んになった地縁コミュニティである。対象街区では 1972 年にイラナニ・トル・コミティ (I トル・コミティ) を設立しており, その範囲はイラナニやサスナニに主玄関をもつ住宅群 (イラナニ居住者とサスナニ居住者) およびダラエチャ通りやクワラク通りに主玄関をもつ街区の住宅群 (ダラエチャ居住者とクワラク居住者) となっている。

#### 2) 表中庭の管理主体

表中庭の管理主体は図 3-4 のとおり, 三つに分けられる。居住者関連の主体には I トル・コミティと婦人会がある。トル・コミティの中に, 7 年程前に表中庭の通路の扉の開閉や盗難などの対応のための安全部会と, イラナニに位置する共用の井戸の水を給水するための給水部会が設置されている。イラナニに拠点をもつ婦人会には 75 人の会員がおり, 会員をトル居住者に限定しないのが特徴である。婦人会は女性のエンパワーメントを目指して, 市の Community Development Section が取り組んでいる事業であり, 市内に 116 の婦人会が登録されている。

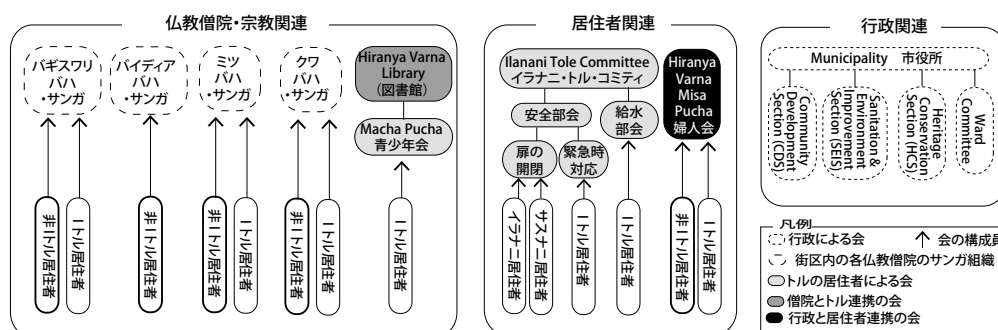


図 3-4 表中庭の管理主体

|      | 日常の維持管理              |                            |                             | 非日常の維持管理 (行事・祭事以外の場合) |                 |                     | 非日常の維持管理 (行事・祭事の場合) |                              |                     |
|------|----------------------|----------------------------|-----------------------------|-----------------------|-----------------|---------------------|---------------------|------------------------------|---------------------|
|      | ①扉の開閉                | ②給水                        | ③日常清掃                       | ④緊急時対応                | ⑤改修・設備関連        | ⑥チャイディア (CH) の新設・撤去 | ⑦行事・祭事の準備・片付け (普段)  | ⑧行事・祭事の利用 (僧院関連)             | ⑨会場としての貸し出し (結婚式など) |
| 意思決定 | ト・安全部会<br>I 居<br>S 居 | ト・給水部会<br>ト 居              | 市 SEIS<br>I 居<br>S 居        | ト・安全部会<br>ト 居         | ト・コミティ<br>市 HCS | 関連サンガ<br>ト・コミティ     | I 居<br>ト 居          | ト・コミティ<br>ト 居                | ト・コミティ              |
| 業務実施 | I 居<br>S 居           | ト・給水部会<br>ト 居の一部<br>N 居の一部 | 市 SEIS<br>I 居<br>S 居<br>婦人会 | ト・安全部会<br>ト 居         | ト・コミティ          | ドナー                 | I 居<br>S 居<br>婦人会   | ト・コミティ<br>ト 居<br>婦人会<br>青少年会 | 利用者                 |
| 費用負担 | I 居<br>S 居           | ト・給水部会<br>ト 居の一部<br>N 居の一部 | 市 SEIS<br>I 居<br>S 居        | ト・安全部会<br>ト 居         | ト・コミティ<br>市 HCS | ドナー                 | I 居<br>S 居          | ト・コミティ<br>ト 居                | 利用者                 |

凡例 ○ 行政による会 ○ 僧院に関わる会 ○ 居住者による会 ○ 居住者個人 ○ 居住者以外の利用者やドナー I 居:イラナニ居住者 S 居:サスナニ居住者 N 居:ナグバハ居住者 ト:トル

図 3-5 イラナニとサスナニの管理行為とその主体間関係

行政関連の主体には市役所の4つの部会、1) Heritage Conservation Section(市・HCS)、2) Sanitation & Environment Improvement Section(市・SEIS)、3) Community Development Section(市・CDS)、4) Ward Committeeがある。市内の世界遺産登録範囲および歴史的建造物の維持・管理・保全は1)が行い、市内の清掃やゴミ収集は2)、婦人会や短期的保健所の提供などは3)、市民窓口を4)が行っている。

仏教僧院関連の主体には4つのサンガ組織と図書館がある。図書館は1968年に仏教徒について知識を広めるために仏教僧院の付属として設置されたが、主に若者の活動となり、次第に地域活動の拠点に変化し、Iトル・コミティの活動を補完する役割を担ってきた。

### 3) 表中庭の管理に関わる主体間関係

クワバハの管理はサンガ組織の部会によって行い、改修の場合のみ行政や外部NGOからの支援金を利用する。イラナニやサスナニの管理に関わる主体については三つの行為1)意思決定2)業務実施3)費用負担に着目して分析する(図3-5)。日常維持管理の①扉の開閉、②給水については、業務実施や費用負担はトル・コミティの範囲に関わらず、利用を希望する居住者によって行われる。そのため、①の場合I居とS居が交代で扉の開閉し、必要な費用も負担する。②の場合、給水の利用を希望するトル外のN居も供水を手伝い、利用料金も負担する。③日常清掃や非日常維持管理の⑤改修・設備関連には行政が関わる。市による定期清掃とゴミ収集とは別に、居住者が各自清掃を行い、婦人会によるボランティアもある。⑤の場合は多額の費用が必要な改修等はトル・コミティと行政からの補助金で実施される。⑥チャイティア(Chaitya)の新設・撤去はトル・コミティや関連サンガが意思決定し、業務や費用はドナーが負担する。⑦行事・祭事の準備・片付けについては、数年に1回イラナニ・トルと近隣のトルが共同で開催される祭事にのみIトル・コミティが管理行為に参加するが、それ以外の場合は居住者それぞれが行われている。しかし、⑧僧院関連の行事・祭事は、トル・コミティが意思決定に参加するだけで、関連サンガのみが関わる。また、⑨中庭は私的な行事のための会場としての貸し出しも行うが、その時はIトル・コミティと利用者によって管理行為が実施される。

## 4. 裏中庭の利用と管理

### 4.1. 裏中庭の所有者の基本属性

対象の街区には専用住宅が多いが、南側のダラエチャ通りやクワラク通りのすべての建物は店舗付き住宅であるためno.10からno.24までの裏中庭の所有者の建物には店舗付き住宅が多く含まれている。空

家になっている建物は8軒あり、7件の裏中庭に含まれている。居住歴が5年以下の所有者は3世帯である。一方、代々からの所有者は32世帯である。no.2, no.12, no.13, no.27はサンガやグティが所有者であるため、居住者がおらず、no.16は建替えによってまだ居住者のいない状態である。所有者の殆どがクワバハのサンガあるいはミツバハのサンガに属しており、僧侶層でない所有者はno.8の者のみである。所有者が移住しても、サンガには属しているものが多く、建物の売買や賃貸の場合も同カースト内での売買が多いといえる。所有者の家族構成は単独世帯や夫婦世帯が1件ずつであり、殆どが3世代と2世代になっている。

### 4.2. 裏中庭の過去の使われ方

裏中庭の過去の使い方としては27件の裏中庭のうち、23件は「サーガー」として使われていた(表3-3)。サーガーとして使われていなかった裏中庭の1件(no.1)は各住宅へのアクセスのために使われ、残りの3件はすべて僧院に関わる行事などに利用されてきた。

### 4.3. 裏中庭の建築的特徴

裏中庭の建築的特徴としてはまず、増築が5件の裏中庭に見られた。no.28は所有者の間の合意によって分割し、1世帯は住宅の一部として増築している。no.21の場合は1人の居住者が私的利用のトイレを増築している。表3-3に示す裏中庭の面積は1:500の地籍図から計算した。平均面積は20㎡で、もっとも広い裏中庭は167㎡のno.2であり、最も狭いのはno.23の1.38㎡である。裏中庭に所有権がある建物には窓あるいはベランダがあり、それ以外の建物には窓をつけない(no.26)あるいは格子窓を設け、開放はできないが、通風できるようにしている(no.18, 19, 21)。これは慣習的なルールとして居住者に認識されており、ヒアリングでも確認された。すなわち、所有権を持たない住宅の裏中庭の利用は、環境調整目的に限って認められると言うことができる。例外として、所有者でないにもかかわらず、出入り口や窓をつけて中庭へ出入りできるようにしているのが1件(no.2)みられた。

### 4.4. 裏中庭に置かれている物の種類

中庭に置かれている物は①配管系②収納系③生活系④宗教系に分けられる(図3-6と表3-3)。

**配管系:** サーガーとして機能していた裏中庭は、現在は上階からの排水管によって、地下に排水が流れるようになっており、その配管のためのスペースとなっている。対象の27件の裏中庭のうち、上階からの配水管がないのは2件のみであった。

**収納系:** 置かれている物としては、レンガや意思など



表 4-1 裏中庭に置かれている物

| 中庭<br>番号 | 土地<br>番号 | 中庭の<br>過去の<br>使い方 | 建築的特徴            |       |                     | 中庭に置かれている物の種類 |                 |                            |                |           |                  |                 |      |         |         |                   |                | 中庭空間の機能  |          |          |          |                  | 合計 |               |   |
|----------|----------|-------------------|------------------|-------|---------------------|---------------|-----------------|----------------------------|----------------|-----------|------------------|-----------------|------|---------|---------|-------------------|----------------|----------|----------|----------|----------|------------------|----|---------------|---|
|          |          |                   | 中庭の<br>面積<br>(㎡) | 増築の有無 | 中庭を囲む建物の開口部<br>窓の有無 | ペランダの有無       | 配管系             |                            | 収納系            |           |                  |                 |      | 生活系     |         | 宗教系<br>祠・ゴミ<br>の神 | 環境<br>調整<br>空間 | 配管<br>空間 | 収納<br>空間 | 生活<br>空間 | 宗教<br>空間 |                  |    |               |   |
|          |          |                   |                  |       |                     |               | 上階か<br>らの配<br>管 | Compost<br>Box(生ゴミ<br>処理箱) | 放置<br>土・イ<br>ス | 古い<br>自転車 | 物の<br>入った<br>袋・缶 | 建材(レンガ・<br>瓦・石) | 木材・竹 | タン<br>ク | ベン<br>チ |                   |                |          |          |          |          | 水た<br>めタン<br>ク・壺 |    | 水道<br>ポン<br>プ |   |
| 7        | 520      | サーガー              | 36.1             | —     | □                   | □             | ◇               | —                          | —              | —         | —                | —               | —    | —       | —       | —                 | —              | シバ神      | ■        | ◆        | ●        | ◎                | ▲* | 1             |   |
| 1        | 571      | ツカ                | 48.4             | 階段    | □                   | □             | ◇               | —                          | ○              | —         | —                | ○               | —    | —       | —       | ◎                 | —              | —        | ■        | ◆        | ●        | ◎                | —  | 7             |   |
| 5        | 551      | サーガー              | 16.8             | —     | □                   | —             | ◇               | —                          | ○              | —         | ○                | ○               | ○    | —       | —       | ◎                 | —              | —        | ■        | ◆        | ●        | ◎                | —  | 7             |   |
| 10       | 524      | サーガー              | 12.8             | —     | □                   | —             | ◇               | —                          | —              | —         | —                | ○               | —    | —       | —       | ◎                 | ◎              | —        | ■        | ◆        | ●        | ◎                | —  | 7             |   |
| 11       | 637      | サーガー              | 22.4             | —     | □                   | □             | ◇               | —                          | ○              | —         | —                | —               | —    | —       | —       | ◎                 | ◎              | —        | ■        | ◆        | ●        | ◎                | —  | 7             |   |
| 17       | 644      | サーガー              | 6.31             | —     | □                   | —             | ◇               | —                          | —              | —         | —                | ○               | —    | ○       | —       | ◎                 | ◎              | —        | ■        | ◆        | ●        | ◎                | —  | 7             |   |
| 18       | 634      | サーガー              | 34.9             | —     | □                   | —             | ◇               | —                          | —              | —         | —                | —               | ○    | —       | —       | ◎                 | —              | —        | ■        | ◆        | ●        | ◎                | —  | 7             |   |
| 19       | 632      | サーガー              | 22               | トイレ   | □                   | —             | ◇               | —                          | ○              | —         | —                | —               | ○    | ○       | —       | ◎                 | —              | —        | ■        | ◆        | ●        | ◎                | —  | 7             |   |
| 6        | 517      | サーガー              | 21.8             | —     | □                   | □             | ◇               | —                          | —              | —         | —                | ○               | ○    | ○       | —       | —                 | —              | シバ神      | ■        | ◆        | ●        | ◎                | ▲* | 1             |   |
| 3        | 560      | サーガー              | 25.3             | —     | □                   | □             | ◇               | —                          | ○              | ○         | ○                | ○               | ○    | ○       | —       | —                 | —              | —        | ■        | ◆        | ●        | ◎                | —  | 8             |   |
| 9        | 522      | サーガー              | 5.18             | —     | □                   | —             | ◇               | —                          | —              | —         | —                | ○               | ○    | ○       | —       | —                 | —              | —        | ■        | ◆        | ●        | ◎                | —  | 8             |   |
| 14       | 643      | サーガー              | 5.72             | —     | □                   | —             | ◇               | —                          | —              | ○         | —                | —               | ○    | ○       | —       | —                 | —              | —        | ■        | ◆        | ●        | ◎                | —  | 8             |   |
| 15       | 647      | サーガー              | 15.2             | —     | □                   | —             | ◇               | —                          | —              | —         | ○                | ○               | ○    | ○       | —       | —                 | —              | —        | ■        | ◆        | ●        | ◎                | —  | 8             |   |
| 16       | 645      | サーガー              | 16.4             | —     | □                   | □             | ◇               | —                          | —              | —         | —                | —               | ○    | ○       | —       | —                 | —              | —        | ■        | ◆        | ●        | ◎                | —  | 8             |   |
| 21       | 626      | サーガー              | 10               | トイレ   | □                   | —             | ◇               | —                          | —              | —         | —                | —               | ○    | —       | ○       | —                 | —              | —        | ■        | ◆        | ●        | ◎                | —  | 8             |   |
| 26       | 588      | サーガー              | 8.04             | —     | □                   | □             | ◇               | ◇                          | —              | —         | —                | —               | ○    | —       | —       | —                 | —              | —        | ■        | ◆        | ●        | ◎                | —  | 8             |   |
| 28       | 579      | サーガー              | 15               | 住宅の一部 | □                   | —             | ◇               | —                          | —              | —         | —                | —               | ○    | —       | ○       | —                 | —              | —        | ■        | ◆        | ●        | ◎                | —  | 8             |   |
| 4        | 556      | サーガー              | 13               | —     | □                   | —             | ◇               | —                          | —              | —         | —                | —               | —    | —       | —       | —                 | —              | —        | ■        | ◆        | ●        | ◎                | —  | 5             |   |
| 13       | 640      | サーガー              | 5.52             | —     | □                   | —             | ◇               | —                          | —              | —         | —                | —               | —    | —       | —       | —                 | —              | —        | ■        | ◆        | ●        | ◎                | —  | 5             |   |
| 23       | 618      | サーガー              | 1.38             | —     | □                   | —             | ◇               | —                          | —              | —         | —                | —               | —    | —       | —       | —                 | —              | —        | ■        | ◆        | ●        | ◎                | —  | 5             |   |
| 22       | 623      | サーガー              | 6.05             | —     | □                   | —             | ◇               | —                          | —              | —         | —                | —               | —    | —       | —       | —                 | —              | —        | ■        | ◆        | ●        | ◎                | —  | 5             |   |
| 24       | 599      | サーガー              | 9.36             | —     | □                   | —             | ◇               | —                          | —              | —         | —                | —               | —    | —       | —       | —                 | —              | —        | ■        | ◆        | ●        | ◎                | —  | 5             |   |
| 27       | 585      | ツカ                | 18.7             | —     | □                   | —             | ◇               | —                          | ○              | —         | —                | —               | —    | ○       | —       | ◎                 | —              | —        | ■        | ◆        | ●        | ◎                | —  | 1             |   |
| 2        | 566      | ツカ                | 167              | —     | □                   | □             | ◇               | —                          | ○              | —         | —                | —               | ○    | —       | ○       | ◎                 | ◎              | —        | ガネ祠      | ■        | ◆        | ●                | *  | ▲             | 1 |
| 12       | 636      | ツカ                | 20.7             | —     | □                   | —             | ◇               | —                          | —              | —         | —                | —               | ○    | —       | ◎       | ◎                 | —              | —        | ■        | ◆        | ●        | *                | —  | 1             |   |
| 8        | 529      | サーガー              | 10.2             | —     | □                   | □             | ◇               | —                          | —              | —         | —                | —               | 不明   | —       | —       | —                 | —              | —        | ■        | ◆        | ●        | 不明               | —  | 2             |   |
| 20       | 629      | サーガー              | 12               | トイレ   | □                   | —             | ◇               | —                          | —              | —         | —                | —               | 不明   | —       | —       | —                 | —              | —        | ■        | ◆        | ●        | 不明               | —  | 2             |   |

1) 中庭の面積については地籍図(1:500)を基に本来の面積を示しており、増築後の面積を示しているものではない。2) サーガーはゴミ捨て場としての機能をもつ空間であり、ツカは一般的な中庭を指す現地語。

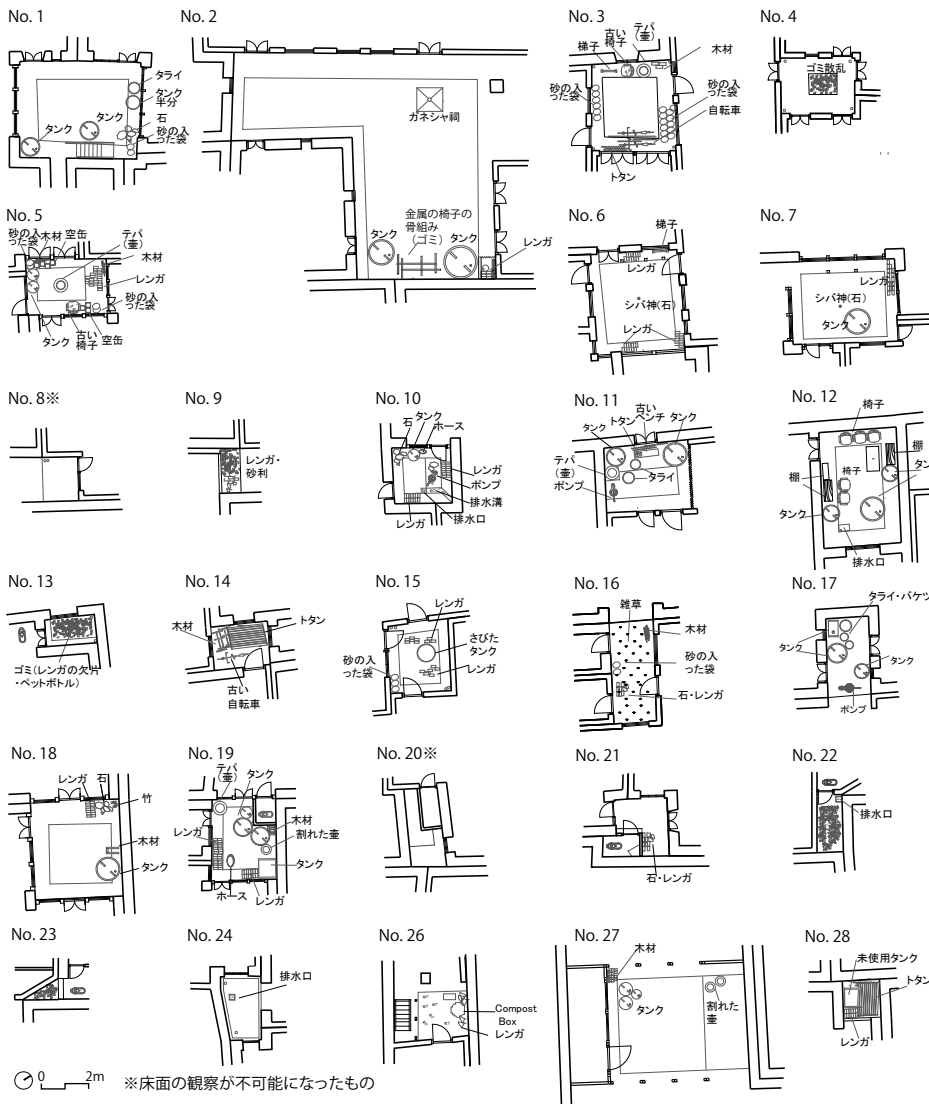


図 4-2 調査対象である裏中庭の平面図



写真 4-1 裏中庭 no. 3



写真 4-2 裏中庭 no. 5

表 3-4 裏中庭の管理状況

| 中庭<br>番号 | 中庭の清掃状況<br>ゴミの散乱 | 床のヘドロ | 管理の<br>評価       | 中庭<br>件数 |
|----------|------------------|-------|-----------------|----------|
| 2        | ほぼ無し             | ほぼ無し  | 非常に<br>良い       | 5件       |
| 11       | ほぼ無し             | ほぼ無し  |                 |          |
| 12       | ほぼ無し             | ほぼ無し  |                 |          |
| 17       | ほぼ無し             | ほぼ無し  |                 |          |
| 27       | ほぼ無し             | ほぼ無し  |                 |          |
| 6        | ほぼ無し             | 少し    | 良い              | 5件       |
| 7        | ほぼ無し             | 少し    |                 |          |
| 15       | 少し               | ほぼ無し  |                 |          |
| 18       | ほぼ無し             | 少し    |                 |          |
| 24       | ほぼ無し             | 少し    |                 |          |
| 1        | 少し               | 少し    | どちらで<br>も<br>ない | 5件       |
| 3        | 少し               | 少し    |                 |          |
| 5        | 少し               | 少し    |                 |          |
| 19       | 少し               | 少し    |                 |          |
| 21       | 少し               | 少し    |                 |          |
| 9        | 多い               | 少し    | 悪い              | 9件       |
| 10       | 少し               | 多い    |                 |          |
| 13       | 多い               | 少し    |                 |          |
| 14       | 多い               | 少し    |                 |          |
| 16       | 多い               | 少し    |                 |          |
| 22       | 少し               | 多い    |                 |          |
| 23       | 少し               | 多い    |                 |          |
| 26       | 少し               | 多い    |                 |          |
| 28       | 多い               | 少し    |                 |          |
| 4        | 多い               | 多い    | 非常に<br>悪い       | 1件       |

の建材がもっとも多くの中庭（15件）に見られ、その次に木材（10件）、放置壺・椅子（7件）、トタン（6件）となっている。殆どが日常的に利用するものではなく、保管しているものであり、収納場所となっている。**生活系**：日常的に利用するベンチが僧院建物内の裏中庭2件（no. 2, no. 12）に見られ、水道ポンプが3件（no. 10, no. 11, no. 17）、水溜めタンクは12件に見られ、主に生活系の水周り空間になっている<sup>注12)</sup>。

**宗教系**：現地調査では、27件の裏中庭のうち、2件にルクマハ・デオ（隠れたシバ神）があり、no. 2にある祠はガネシャ神である<sup>注13)</sup>。ルクマハ・デオに対して、ガネシャ神は浄の神であり、以前からサーガーとして利用されていなかったと考えられる。

#### 4.5. 裏中庭の機能

中庭を囲む建物に開口部を設けていることで、環境調整空間としての機能があると考えられ、中庭に置かれている物からは配管空間、収納空間、生活空間、宗教空間の機能があると考えられる。サーガーとしての機能がなくなったことで、裏中庭は収納空間および水周り空間として機能ももつようになったと考えられる。

#### 4.6. 裏中庭の維持管理状況

裏中庭の管理には特定のルールがなく、所有者が話し合いをして各自が都合の良いときに清掃を行っている。各中庭の管理状況を現地調査の際に見られたゴミの散乱と床のヘドロの程度による評価を行った（表3-4）。

「非常に良い」状態にある裏中庭は5件（no. 2, 11, 12, 17, 27）であった。この5件はすべて、1世帯が利用しながら管理も行っている。

「良い」状態にある裏中庭は5件であった。no. 24の場合は完全に生活排水の流れる場所として整備されている。その他の中庭は狭い面積の空地进行を4階以上の建物が囲むため、日光があたらず床にヘドロがつくようになっている。no. 15は床のヘドロは殆どないが、ゴミの散乱が少しみられた。

「どちらでもない」状態の裏中庭は5件であった。これらはゴミの散乱や床のヘドロが少しあるが、収納空間あるいは生活空間としてよく利用されている。

「悪い」状態にある裏中庭は8件であった。no. 9は改築の最中で瓦礫が多く散乱している。no. 13は所有者がサンガとグティであり、居住者がいないため清掃が行われていない。no. 16は建設中で、居住者が不在であるため、雑草が多く生えている。no. 14とno. 28は足の踏み場もない程、物が積み上げられている。no. 23とno. 10は配管が故障し、排水が床に流れている。no. 26ではコンポスト・ボックスを置いているが、床のヘドロが多い。

「非常に悪い」状態にある裏中庭は1件（no. 4）であった。ゴミが散乱している上に、配管の故障も重なり悪臭がしている状態である。所有者同士の関係が良くないことから清掃が行われておらず、居住者は窓を開けることもなく、放置している状態になっている。

以上からは管理状況の悪化には①所有者間の人間関係 ②利用頻度、の2つの理由があると考えられる。非常に良い状況の中庭は1世帯が利用し管理しているが、非常に悪い状況の中庭では所有者の間で話し合いができないため、管理の悪化に繋がっている。また、1世帯が利用・管理を行っても中庭の面積が狭く、収納機能や配管機能という利用頻度が低いものになると管理状況が悪化するといえる。

#### 5. 中庭空間の管理システム

##### 5.1. 中庭空間の所有

ネパールでは1970年代から土地登記が始められ、所有主体がはっきり特定されなかったすべての共用空間はサルワジャンク・ジャッガ（公有地）とされた。表中庭のイラナニとサスナニは現在、政府所有のサルワジャンク・ジャッガになっている。クワバハは僧院の運営組織サンガが利用・管理するという明解な主体であるため、サンガ所有のライカル・ジャッガにしている<sup>注14)</sup>。

裏中庭については単独所有の場合はライカル・ジャッガになっているが、共同所有の場合は「共有」の法概念がまだなく、ライカル・ジャッガやサルワジャンク・ジャッガどちらでもない、フィールドブックのみに登記されている土地になっている。同様な規模や機能をもつ中庭であっても単独所有の場合は増築など法的制限がないのに対して、共同所有の場合は登記簿を作成せず、利用ルールも明文化されず、慣習に任せている状態になっている。居住者が住宅を売って住み替えた場合は、新たな住宅購入者が中庭の利用権を継承することになるが、慣習が正確に伝わらない可能性もあり、明解な法的制度や明文化が課題といえる。

##### 5.2. 中庭空間の利用と管理

表中庭は不特定多数による利用から私的な生活行為まで多様な利用がみられる共用空間である。それに対して、裏中庭は所有者のみが私的あるいは共同的な利用を行っている共用空間である。裏中庭の利用は限定的であり、日常的に利用する空間として水周り空間は一部見られたが、表中庭のような生活空間にはなっていない。

管理においては表中庭には夜間の利用制限、共同井戸の水利用の制限、軒下以外の私利利用に対する制限、などルールがあり、居住者が行政や僧院組織と連携しながら、組織レベルのトル・コミティとしてあるいは居住者個人として様々な管理行為が行われていた。それ

表 5-1 中庭空間の管理システム

に対して、裏中庭では利用や管理についての共通のルールがなく、必要に応じて所有権者が話し合いをして維持管理を行っている。そのため、利用頻度や共同利用者の人間関係によって管理状況に大きな差が見られた。

### 5.3. 中庭空間の所有・利用・管理の主体の関係

これらの実態に基づいて、各中庭の所有・利用・管理の主体関係をみると3つのタイプに分類することができる(表5-1)。まず、自由に出入りできるno.1の裏中庭を除く全ての裏中庭は、所有・利用・管理がいずれも同一の主体である管理システム(以下「ア」タイプ)である。no.1の裏中庭と表中庭のクワバハは所有と管理は同一主体であるが、利用主体は不特定多数である管理システム(以下「イ」タイプ)といえる。表中庭のイラナニとサスナニは所有主体は政府、利用主体は不特定多数であり、管理主体は政府、居住者個人およびその組織となっている。つまり所有、利用、管理のいずれの主体も一致しない管理システム(以下「ウ」タイプ)といえる。この3タイプの中で、「ア」がもっとも明解で合理的であるようにみえるが、実際には管理状況の悪い事例が多数見られた。「イ」と「ウ」の場合は管理責任のない利用者が存在するが、「ア」のような管理状況の悪化は起こっていない。その要因は各システムにおける、①空間の利用の開放性②管理に関わる主体の多様性③管理行為を行う主体内の利用・管理に関わるルールという視点から考察することができる。

「ア」の場合は①空間の利用は少数の所有権者に限定され、②管理にかかわる主体は所有権者のみであり、③管理行為は所有権者の話し合いによって行われる。そのため、主体の性質やそのルールが重要となる。「ア」システムにあたる中庭の管理状況の悪化はこの特定の主体内の構成員の関係あるいはルールがルーズになることで起こると考えられる。「イ」の場合は①空間の利用は不特定多数に開放されており、②管理にかかわる主体と③管理行為およびルールは「ア」と同様の所有権者が行っている。「ア」システムに比べて利用が過剰になる可能性はあるが、むしろ、監視が働き、管理主体は責任を放棄しにくくなっていると考えられる。また、管理主体内のルールが機能しているため、多様な利用があっても問題なく運営されている。しかし、管理主体自体が弱体化(構成員減少、運営費不足等)した場合は、外部から支援を受けられず、問題が起こる可能性が高い。旧市街地にある他の複数の仏教僧院の中庭の管理悪化がその例としてあげられる。「ウ」の場合は①空間利用は

|     | 裏中庭(単独所有) |     | 裏中庭(共同所有) |        |         |          | 表中庭<br>(クワバハ) | 表中庭<br>(イラナニ、サスナニ)                                  |
|-----|-----------|-----|-----------|--------|---------|----------|---------------|-----------------------------------------------------|
|     | 3件        | 3件  | 18件       | 3件     | 1件      | 1件(no.1) |               |                                                     |
| 所有  | 個人        | サンガ | 個人+個人     | 個人+サンガ | サンガ+グティ | 個人(4世帯)  | サンガ           | 政府                                                  |
| 利用  | 個人        | サンガ | 個人+個人     | 個人+サンガ | サンガ+グティ | 不特定多数    | 不特定多数         | 不特定多数                                               |
| 管理  | 個人        | サンガ | 個人+個人     | 個人+サンガ | サンガ+グティ | 個人(4世帯)  | サンガ           | 下居(1居) 5居 ト・コミュニティ<br>関連サンガ(青少年会 婦人会<br>政府 ドナー 利用者) |
| タイプ | ア         |     |           |        |         | イ        | ウ             |                                                     |

■ 同一主体の範囲 1居:イラナニ居住者 5居:サスナニ居住者 ト:トル

不特定多数に開放されており、②管理にかかわる主体は複数存在し、③管理行為は複数の主体が利用程度に応じて行っている。イラナニとサスナニでは管理に関わる特定主体とは(a)アクセス権のある居住者(b)トル・コミュニティ(c)各サンガ組織(d)婦人会(e)青少年会(f)政府(所有者)である。図3-5からも分かるように特定の主体が全体の責任をもつのではなく、各主体が利用に応じて管理責任を分担している。これらの責任分担は、夜間の治安の悪化や水不足といった新たに生じた問題に対処するために形成されてきたものであり、状況の変化に対応していると考えられる。(a)や(b)の主体だけでは対応できない場合でも、(c)～(f)といった主体の存在が多様な状況に対応できるシステムになっている要因であると考えられる。

### 6. 結論

本研究では、ネパールにおける中庭型集住体を対象に中庭空間の所有・利用・管理の関係について、現地の悉皆調査と同時に居住者へのヒアリングや法的関連資料および弁護士へのインタビューを通して、実態を明らかにし、以下の知見を得ることができた。

- ・所有、利用と管理が同一の主体であることは必ずしも合理的な管理システムとはいえない。
- ・管理主体が特定の主体に限定される管理システム(「ア」と「イ」)は、その主体が弱体化したとき対応できない可能性が高い。
- ・特定の主体が管理の全体責任をもつのではなく、多種の主体が管理に何らかの形で関わる管理システム(「ウ」)のほうが状況の変化に柔軟に対応することができる。

#### 注

- 1) 共同利用空間とは共同の水汲み場、休憩場、ゴミ捨て場であり、洗濯・沐浴;子供の遊び;談話;休憩などの生活行為の行う空間である(文献2と3を参照)。
- 2) ガンダクティとは釈迦像の置かれる空間であり、僧院建物の内部に配置する場合と外部に祠として配置する場合がある。G祠は後者のことである(文献1を参照)。
- 3) トル・コミュニティ(Tole Committee)とは地縁活動のための地域のコミュニティ。
- 4) ①ライカル・ジャッガ raikar jaggā(Private Land):個人が所有権をもち、課税の対象となる土地がライカル・ジャッガである。日本の

私有地に当たるものであり、団体所有や共同所有 (Joint Ownership) もこれに含まれる。②サルカリ・ジャグガ sarkarī jaggā (Government Land) とサルワジャニク・ジャグガ sārwanika jaggā (Public Land): 所有権と利用権の両方を政府が保持する土地がサルカリ・ジャグガであり、所有権のみ政府が保持し、利用権は国民にある土地は、サルワジャニク・ジャグガである。両者とも非課税の土地である。後者の場合、管理は自治体の市役所が行うとしながら、日常の維持管理は周辺居住者が行うことを奨励するとされている。③グティ・ジャグガ guthī jaggā (Trust Land): グティとは寺院・共同水汲み場など地域の居住者の共用物の維持管理やそこで行われる宗教的儀式を、持続的に実行するために設立される伝統的な運営組織のことである (文献14のpp. 231-250を参照)。グティの運営費用を賄うために運営組織が保有する土地をグティ・ジャグガといい、基本的に課税はされない (文献17, 18を参照)。

- 5) フィールド・ブックには土地番号 (kittā no.), 小作人 (jotāhā) の名前, 土地所有者 (jaggā dhani) の名前, 土地の説明 (建築物の有無), 土地のグレード, 面積, 隣接する土地の土地番号, 現地調査の日時, 聞き取り調査相手のサイン, 備考の順に情報が書かれている。建物のない土地の場合は, 土地の説明の欄にジャグガあるいはチョコカ (choka) と書かれるが, 前者は空地を指し, 後者は中庭を指す。また, 土地売買などにより土地の面積が変わる場合, File Mapが作られ, 新しい土地番号ごとにParcel Mapが作成される (文献19, 20と21のp. 36-39を参照)。
- 6) グティ・ジャグガは政府機関によって管理されるものは非課税のラズ・グティとして登記され, 個人が管理するものはニジ・グティと呼ばれ, 上記のライカルとして登記される。
- 7) サンガ (Sangha) とは修行を受けた出家僧侶からなる仏教僧院の運営組織である。現在出家僧侶は存在しないが, 修行する慣習が残されており, サンガに入会することで僧院の共同管理だけでなく, 社会儀式の運営にも関与するようになっている (文献15のpp. 231-250を参照)。
- 8) 4)の③を参照。
- 9) ムルキ・エン (Muluki Ain) はB.C.1910 (西暦1853の12月) に初めて作成され, 現在までに12回の改正を行っている。文献22は各規定について事例を用いて解説している。
- 10) 旧市街地においては軒下の土地 (ペティ) は私有地であっても, 塀で囲むことはせずに, 隣接する住宅と同じ高さの基壇を設けることを建築基準法にて定めている (文献23を参照)。
- 11) 文献24のpp. 99-123 と25のp. 45を参照。
- 12) ネットワークの住宅では水周り空間は台所のある4階あるいはトイレ・洗面のある1階になる。飲み水は水道から決まった時間にしかでないため, 各住宅で水溜めタンクに水を保存するようにしている。
- 13) ルクマ・デオは汚い場所に隠れているシバ神のことであり, 神探し行事が掃除することを意味するという伝説もある (文献13を参照)。
- 14) クワバハがサンガ所有になったのは仏教僧院の伝統的管理を継承することを目的に主僧院の所有主体をサンガにするという1974年のSociety of Buddhist Monasteryの運動によるものであるが, 主僧院であっても住宅化しているバハ・バヒもあり, 権利関係の混乱の可能性があるといえる (文献1参照)。

## 参考文献

- 1) サキヤ ラタ, 高田光雄, 神吉紀世子: 仏教僧院を起源とする中庭型集住体の空間構成-パタン旧市街地における共同的空間管理システムに関する研究その1-, 日本建築学会計画系論文集, 第76巻, 第668号, pp. 1781-1789, 2011年10月
- 2) Fran P. Hosken: The Kathmandu Valley Towns, a record of life and change in Nepal, New York・WEATHERHILL・Tokyo, 1974
- 3) E.F.Sekler: Use of Collective Space in Patan and Other Historic Towns of the Kathmandu Valley, Nepal, Monvmentvm Vol. XVIII-XIX pp. 97-107, 1979
- 4) Jagannath Adhikari: Socio-ecological analysis of loss of public properties in an urban environment: A case study of Pokhara, Nepal, Contributions to Nepalese Study 31 (1), pp.85-114, 2004
- 5) Babu Ram Acharya: Government and Public Land Management in Nepal, FIG/FAO/CNG International Seminar on State and Public Sector Land Management, Italy, 2008
- 6) Mahesh C. Regmi: Landownership in Nepal, University of California Press, Berkeley / Los Angeles / London, 1976
- 7) 飯島正: ネパールの土地制度と土地改革, 亜細亜大学, アジア研究所紀要3, pp. 1-43, 1976
- 8) Liz Alden Wily, Devendra Chapagain, Shiva Sharma: Land Reform in Nepal, where is it coming from and where is it going?, the findings of a scoping study on land reform for DFID Nepal, 2008
- 9) Mehrdad Shokoohy and Natalie H. Shokoohy: Kirtipur, urban community in Nepal-its people, town planning, architecture and arts, ARAXUS, South Asian Series, London, 1994
- 10) Sacheen Maharjan, et al.: Musya Bahal, A Monastery Losing its Identity, Vaastu, an Annual Journal of Architecture, 2005
- 11) Neils Gutschow, Bernhard Kolver, Ishwaranand Shresthacarya: Newar Towns and Buildings, An Illustrated Dictionary, Newari-English, VGH Wissenschaftsverlag, Sankt Augustin, 1987
- 12) Giovanni Scheibler: Building Today in a Historical Context, Bhaktapur Nepal, Ratna Pustak Bhandar, 1982
- 13) Sudarshan Raj Tiwari: Urban Crisis, Culture and the Sustainability of Cities, Chapter 5 Transforming cultural heritage into sustainable future, a case study of Patan, Nepal, United Nations University Press, 2007
- 14) David Gellner: Monk, Householder, and Tantric Priest, Newar Buddhism and its Hierarchy of Ritual, Cambridge University Press, 1993
- 15) John Kerr Locke: Buddhist Monasteries of Nepal: a survey of the bahas and bahis of the Kathmandu valley, Sahayogi Press Pvt. Ltd., 1985
- 16) サキヤ ラタ, 高田光雄, 神吉紀世子: 「パタン市伝統市街地における仏教僧院の運営と居住空間の利用状況について-パタン市のムーバヒを中心として-」『日本建築学会 住宅系研究論文報告会論文集』(第4) pp. 69-76, 2009年12月
- 17) サキヤ ラタ, 高田光雄, 森重幸子: 中庭型集住体の中庭空間の所有と利用-パタン旧市街地における共同的空間管理システムに関する研究その2-, 日本建築学会計画系論文集, 第77巻, 第677号, pp. 1563-1570, 2012年7月
- 18) Babu Ram Acharya: Land Tenure and Land Registration in Nepal, Integrating Generations, FIG Working Week 2008, Sweden, 2008
- 19) Land Survey and Measurement Regulations 2001
- 20) ウェブサイト (Ministry of Land Reform & Management, Survey Department, Survey Offices) に掲載された記事 Working Procedure. <http://www.dos.gov.np/pdf/survey.pdf> (参照 2012. 01. 07)
- 21) surendra bira singa basnyāta: ghara jaggā sambandhī kānūna najīra siddhānta, resu prakāśana kāthamanda 2058 B.S. (2001 or 2002)
- 22) Gyaindra Bahadur Shrestha: Muluki Ain, eka tippani, Pairavi Prakashan, 2011
- 23) kāthamandau upatyakā bhitrakā nagarapālīkā ra nagaron-mukha gā.bi.sa. harumā garine nirmā a sambandhī māpadan a, kāthamandau nagar bikāsa samiti, Ministry of Physical Planning & Works, Gov. of Nepal, 2064 B.S. (2008)
- 24) 石井博, K.L. マハラジャン, 山本真弓, 佐藤ゆき, 橋健一: 流動するネパール-地域社会の変容, 東京大学出版会, 2005
- 25) Mohan Pant and Shuji Funo: Stup and Swastik, Historical Urban Planning Principles in Nepal's Kathmandu Valley, Kyoto University Press, 2007
- 26) Carl Pruscha (Gov. of Nepal with the United Nations and UNESCO): Kathmandu Valley, Preservation of Physical Environment and Cultural Heritage A protective Inventory vol 1&2, Anton Schroll & Co., 1975
- 27) UNESCO Kathmandu: Kathmandu Valley World Heritage Sites Potential Areas for Cooperation, Lalitpur, 2004
- 28) Lalitpur District Revenue Office: lalitpura nagara kshetrako sārwanika, prati, elānī tathā sājhā chokako lagata 2042/043 B.S. (1985 or 1986/1986 or 1987)
- 29) Ministry of Land Reform & Management: sarkārī tathā sārwanika jaggā ko vivarana, Lalitpur 2064 B.S. (2008)

< 研究協力者 >

Babu Kaji Shakya: イラナニ・トル・コミティ 会長  
 Bhaju Ratna Shakya: 16 地区 (Ward no. 16) の元区長  
 Sukra Raj Shakya: Hiranya Varna Mahavihar (Kwabaha) 事務局長